

お知らせ

◆忘れずに納付しましょう！

市県民税（第1期）の納期限は7月1日（月）です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。なお、納税通知書は6月14日（金）に発送予定です。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、納税には便利な口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用いただいている方は、振替結果を預貯金通帳への記帳でご確認ください。

お問い合わせは、

市収税課（2階）

☎(20)1578、FAX(20)1609へ。

◆茂原市国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方へ

まだ間に合います！  
特定健診を受けましょう。

集団健診Ⅱ市内の公共施設で行う健診で、自己負担額は1000円です。日程等についてはお問い合わせください。／個別健診Ⅱ長生郡市内の契約

医療機関で行う健診で、自己負担額は2000円です。健診期間は8月31日（土）までです。／申込方法Ⅱ電話、窓口、

はがき、FAXまたはメール

※健診申込締切Ⅱ7月12日（金）

お申し込み、お問い合わせは、

〒297-8511

茂原市道表1番地

市健康管理課（2階）

☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

◆20歳～60歳未満の全ての方は公的年金加入が義務です

日本国内に住む20歳から60歳未満の方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

加入者は職業などによって3つの種類に分かれています。

①自営業者や農業者などの方

とその配偶者または学生、アルバイトの方など（第1号被保険者）

②会社員や公務員などで厚生年金や共済組合などに加入している方（第2号被保険者）

③厚生年金や共済組合等に加入している夫（妻）に扶養されている妻（夫）（第3号被保険者）

①に該当したときは、必ず

市国保年金課・本納支所にて届け出をしてください。

お問い合わせは、

市国保年金課（2階）

☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

参加ください。

お問い合わせは、

市環境保全課（6階）

☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

◆景観条例に基づき届出が必要となります

茂原市景観条例の全部施行にともない、8月1日以降に着手する一定規模以上の建築物の新築等、工作物の新設等および開発行為を行う場合には、7月1日から、事前協議書や届出書の提出が必要となります。

なお、景観条例および景観計画は、市都市計画課、同課ホームページにて閲覧できます。

お問い合わせは、

市都市計画課（8階）

☎(20)1546、FAX(20)1606へ。

◆東郷地区の都市計画用途地域の変更に関する縦覧

東郷地区の都市計画用途地域の変更に関しては、5月10日（金）～5月23日（土）に案の概要説明会および縦覧を行いました。次

のとおり案の縦覧を行います。

この案について、茂原市内に住所のある方および利害関

係人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

6月28日（金）～7月11日（土）8時30分～17時15分（土日を除く）／場所Ⅱ市都市計画課

お問い合わせは、

市都市計画課（8階）

☎(20)1549、FAX(20)1606へ。

お問い合わせは、

市都市計画課（8階）

☎(20)1546、FAX(20)1606へ。

◆茂原市公共下水道事業計画変更に係る縦覧について

茂原市公共下水道事業計画の変更を行うため、下水道法施行令第3条の規定により、計画案の縦覧を行います。

主な変更内容Ⅱ川中島終末処理場用地の区域の変更／縦覧期間Ⅱ7月2日（土）～16日（日）8時30分～17時15分（土日祝日を除く）／場所Ⅱ市下水道課

この案について意見のある人は、縦覧期間中に意見書を出すことができます。

なお、郵送の場合は、縦覧期間の最終日消印まで有効です。

お問い合わせは、

市下水道課（8階）

☎(20)1549、FAX(20)1606へ。